

欧州特許庁審判部、答弁書提出期間短縮に係る手続規則改定案の意見募集を開始

2023年6月20日
JETRO テ ュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）審判部は、2023年6月16日、審判手続規則改正案に係る意見募集を同日より開始した旨、プレスリリースにて公表した。

本改正案では、異議部の決定に対する審判請求である当事者系手続きにおいて、審判請求人から提出された審判請求の理由に対する答弁書の提出期間を原則4月以内から2月以内に短縮すること、2024年1月1日から施行されること等が規定されている。

また、EPO審判部のプレスリリース及び意見募集のページによれば、本意見募集の締切りは2023年9月11日12:00（CEST）までとなっており、<RPBAonlineconsultation@epo.org>宛に電子メールで意見を提出することができる。

EPO審判部では、業務効率化を進めて審理期間の短縮を図っており、本改正案はその一環として、ユーザーの応答期間を短縮するものである。ユーザーにとって負担も増えると考えられるため、本改正案の動向には留意が必要である。

— EPO 審判部のプレスリリース等は、以下参照 —

(プレスリリース)

[User consultation on proposed amendments to the Rules of Procedure of the Boards of Appeal](#)

(意見募集のページ)

[Ongoing consultations](#)

(審判手続規則改正案)

[Draft proposed amendments to the Rules of Procedure of the Boards of Appeal](#)

(以上)